

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋 1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

消費税の納税義務の免除

Q: 当社の前々期の課税売上高は5,000万円でしたので、当期は消費税の課税事業者になると聞きました。ところが不況のあおりで当期の課税売上高は2,000万円です。

限界控除額を引くと消費税はかからないので申告しなくてもよいですか。

A: 消費税法上、基準期間（個人なら前々年、法人なら前々期）における課税売上高が3,000万円以下である場合には、納税義務が免除される免税事業者に該当します。

ところが、基準期間の課税売上高が3,000万円を超えると課税事業者になります。また当期中の課税売上高が5,000万円未満の場合、限界控除額として一定の金額が本来の納付税額から控除されるため、当期中の課税売上高が3,000万円までなら実際に納める消費税は生じません。しかし、課税事業者には変わりがないので、申告書は提出しなければなりません。

免税事業者か課税事業者かの区分は、基準期間の課税売上高で判定されるわけですが、ここで気をつけなければならないのは、その事業者が税込み経理方式を採用している場合、課税売上高はあくまでも税抜き対価の合計額をいうので、税込み対価を税抜きに戻す必要があります。

なお、課税事業者を自ら選択している場合は、納付税額が発生しない年度についても申告を行わなければならないというまでもないことです。

